

4 訪問リハビリテーション

【人員基準】

職 種	項 目	基 準 内 容
理学療法士、 作業療法士又は 言語聴覚士 (第76条)	員 数	適当数 派遣労働者は不可

【設 備 基 準】

職 種	基 準 内 容
事務室又は 専用の区画	病院、診療所、又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けていること。なお、業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。
設備・備品	訪問リハビリテーションの提供に必要な設備・備品を備えていること。（当該病院、診療所又は介護老人保健施設における診療用に備え付けられたものを使用可）

【介 護 報 酬】

(1)基本報酬

基本報酬	単 位	算 定 要 件
訪問リハビリ テーション費	305	通院が困難な利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを実施した場合に算定。
留意事項		<p>指示を行う医師の診療日（介護老人保健施設の医師については退所時又はその直近の診療日）から1月以内の間に、利用者の居宅を訪問し20分以上、週6回を限度として指導を行った場合に所定単位数を算定する。</p> <p>介護老人保健施設がサービスを提供する場合、訪問する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問時間は介護老人保健施設の人員基準の算定に含められないため、実施に当たっては、施設サービスに支障のないよう留意すること。</p> <p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問リハビリテーション費は算定しない。</p>

(2)施設区分

加算等届出事項	算定区分	算 定 要 件
施設等の区分	1. 病院又は 診療所	保険医療機関の指定を受けている場合、みなし指定となる。
	2. 介護老人 保健施設	新規に申請を行い、指定を受けることが必要。
留意事項		

(2)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

加算等届出事項	算定区分	算定要件
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	加算届出不要	中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を算定。
留意事項	<p>青森県内全域は、豪雪地帯対策特別措置法により指定されている地域のため、県内全域が中山間地域等に該当する。</p> <p>通常の事業の実施地域とは、当該事業所において定めている運営規程の実施地域。</p> <p>当該加算を算定する場合は、通常の実施地域を超えた場合に徴収することができる交通費の支払いを受けることはできない。</p> <p>区分支給限度管理の対象外となる。</p>	

(3) 短期集中リハビリテーション実施加算 【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
短期集中リハビリテーション実施加算	1. なし	集中的に訪問リハビリテーションを実施しなかった場合。
	2. あり	病院等から退院・退所した日又は新たに要介護認定を受けた日から起算して、1月以内及び1月を超え3月以内の期間内に集中的に訪問リハビリテーションを行った場合。
留意事項	1月以内の期間に行われる場合は、1週につき概ね2日以上、1日当たり40分以上実施し、1月を超え3月以内の期間に行われる場合は、1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上実施する必要がある。	

(4)サービス提供体制強化加算 【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	算定要件
サービス提供体制強化加算	1. なし	厚生労働大臣が定める基準に適合していない場合。
	2. あり	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定。</p> <p>・指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者が1名以上いること。</p>
留意事項	<p>勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数が3年以上の者あること。</p> <p>勤続年数の算定に当たっては、当該事業所及び同一法人の経営する他の介護サービス事業所等でサービスを直接提供した勤務年数を含めることができる。</p>	

4 - 2 介護予防訪問リハビリテーション

【人員基準】【設備基準】・・・「4 訪問リハビリテーション」の基準に同じ

指定訪問リハビリテーションの指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションと指定訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所にて一体的に運営されている場合については、指定訪問リハビリテーションの人員基準・設備基準を満たしているものとみなされる。

【介護報酬】

(3) 短期集中リハビリテーション実施加算・・・「4 訪問リハビリテーション」の基準に同じ

ただし、訪問リハビリテーションでは、期間に応じて加算が2段階に分かれているが、介護予防訪問リハビリテーションでは段階に分かれておらず、起算日から3月以内のみである。